

公益社団法人大阪自然環境保全協会  
コンプライアンス体制運営細則

(目的)

第1条 倫理規定第9条に定めるコンプライアンス遵守のための窓口の運用細則を定める。

(体制)

第2条 本協会理事会は本協会の理事のうち2名をコンプライアンス担当理事に選任する。任期は1年で再任も可とする。継続性を担保するため、できるだけ1名は再任とする。コンプライアンス担当理事は、法令遵守の体制整備責任者とし、また、セクハラ防止相談窓口、パワハラ防止相談窓口、公益通報対応業務従事者などのコンプライアンス遵守のための総合窓口とする。

(職務内容)

第3条 コンプライアンス担当理事は、協会のコンプライアンスに疑義があると考えるとき、及び、コンプライアンスに関する相談があったときには調査して理事会に報告する義務を負う。

(諮問会議)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事会に報告する前に問題を検討する会議（コンプライアンス検討会議。以下「会議」という。）を必要に応じて招集することができる。会議の構成は次の属性をもつものを最低1名、かつ、男女各1名以上によって構成するものとする。

- (1) 自然環境保全に造詣のあるもの（本協会会員に限らない）
- (2) 法令に造詣のあるもの（本協会会員に限らない）
- (3) 本協会の理事
- (4) 本協会の理事以外の一般会員

(会議方法)

第5条 本規定に関係のある会議は対面またはインターネットを用いた会議システムによって行うことができる。

(非公開)

第6条 会議の内容は事柄の性質上、原則として非公開とする。ただし、議題骨子と結論は会議録を残すものとする。

(報酬)

第7条 前条の会議に招集されたものは無報酬とする。ただし、本協会会員以外のものが参加したときは本協会の謝金規定をもとに支払う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則 平成4年6月4日 施行